

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（**文部科学二二**）

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同二四**）

〔告 示〕

○小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則に掲げる施設に準ずる施設を指定する件を廃止する件（**文部科学六六**）

○令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する件（**同六七**）

○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産五九〇、五九一**）

○生産業者、輸入業者及び登録外国生産業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同五九二**）

○肥料の登録が失効した件（**同五九三**）

○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録の更新をした件（**経済産業九四**）

○道路に関する件（**関東地方整備局一九六、一九七**）

○道路に関する件（**北陸地方整備局二七**）

○道路に関する件（**中部地方整備局七三**）

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局八一、八五**）

○道路に関する件（**同八六、九四**）

○道路に関する件（**北海道開発局九八、一〇一**）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 国家公安委員会 警察庁 農林水産省 林野庁 水産庁

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相統、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係会社その他

省 令

○**文部科学省令第二十三号**
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条の二第二項及び別表第一備考第一号の規定に基づき、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年四月十三日
文部科学大臣 萩生田光一

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「令和二年度」を「令和二年度又は令和三年度」に改める。

一 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第四十二項

二 教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十一号）附則第八項

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○**文部科学省令第二十四号**

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項の規定に基づき、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年四月十三日
文部科学大臣 萩生田光一

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 特例法第二項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらの

うち、同法第八十一条第二項若しくは第三項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条、第五十六条の二（これらの規定を第七十九条、第七十九条の六又は第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第八十六条（第八十条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四百四十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。）

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者福祉センター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施設

四 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）に規定する救護施設、更生施設又は授産施設

五 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する授産施設

六 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム又は老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に限る。）を行う施設

七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）に規定する居宅生活支援事業又は養護事業を行う施設